

# 介護サービス事業における 高齢者への虐待防止について

---

## 1 高齢者虐待防止法 (目的)

---

### 第1条

この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持によって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者権利利益の擁護に資することを目的とする。

# 1 高齢者虐待防止法

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

## 第20条

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の**研修の実施**、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける**高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備**その他の養介護施設従事者等による**高齢者虐待の防止等のための措置**を講ずるものとする。

# 1 高齢者虐待防止法

(通報の義務)

## 第21条第1項

**養介護施設従事者等は**、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設または養介護事業において業務に従事する養介護施設従事者等による**高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。**

## 第21条第7項

養介護施設従事者等は、(中略)**通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。**

## 2 介護保険法及び介護保険制度

【運営規程】(令和6年4月1日より義務化)

指定介護施設・事業所は、次に掲げる施設・事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
  - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (中略)

○ 虐待防止のための措置に関する事項

## 2 介護保険法及び介護保険制度

【虐待の防止】(令和6年4月1日より義務化)

- 一 指定介護施設・事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該施設・事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

## 2 介護保険法及び介護保険制度

【虐待の防止】(令和6年4月1日より義務化)

三 当該施設・事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(※訪問・通所系など:年1回以上、施設・居住系:年2回以上)

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

## 3 施設における虐待行為等に関する 実態調査の結果について (抜粋)

【高齢者虐待防止法における通報義務の認知】(回答数:施設職員5,539件)

- ◆法律の内容まで知っている..34%(1,899件)
- ◆法律名は知っている.....55%(3,053件)
- ◆知らない.....10%(584件)

### 3 施設における虐待行為等に関する 実態調査の結果について（抜粋）

【クライアントハラスメントの状況】(回答数:施設職員5,539件)

- ◆ 受けたことがある……………56%(3,074件)
- ◆ 受けたことがない……………44%(2,464件)

【クライアントハラスメントの内容(複数回答あり)】(回答数:施設職員3,074件)

- ◆ 暴力……………83%
- ◆ 暴言……………81%
- ◆ 性的嫌がらせ……………28%
- ◆ 強要(無理な要求等)………24%

### 3 施設における虐待行為等に関する 実態調査の結果について（抜粋）

【虐待行為等を行ったことの有無】(回答数:施設職員5,539件)

- ◆ 行ったことがある……………9%(506件)
- ◆ 行ったことがない……………91%(5,030件)

【行った虐待行為等の内容(複数回答あり)】(回答数:施設職員506件)

- ◆ 心理的虐待……………64%
- ◆ 放棄・放置(ネグレクト)………40%
- ◆ 身体的虐待……………34%
- ◆ 性的虐待…………… 1%
- ◆ 経済的虐待…………… 1%

### 3 施設における虐待行為等に関する 実態調査の結果について（抜粋）

【虐待行為等を行った場所（複数回答あり）】（回答数：施設職員506件）

- ◆居室・・・・・・・・・・76%
- ◆トイレ・・・・・・・・・・35%
- ◆共有スペース・・・・・・・・34%

【虐待行為等を行った場面（複数回答あり）】（回答数：施設職員506件）

- ◆排泄介助・・・・・・・・・・68%
- ◆食事介助・・・・・・・・・・29%
- ◆更衣介助・・・・・・・・・・24%

### 3 施設における虐待行為等に関する 実態調査の結果について（抜粋）

【虐待行為等を行った時間帯（複数回答あり）】（回答数：施設職員506件）

- ◆朝・・・・・・・・・・45%
- ◆昼・・・・・・・・・・53%
- ◆夕方・・・・・・・・・・51%
- ◆夜間・・・・・・・・・・56%

【虐待行為等を行ったことがある職員の通算経験年数】（回答数：施設職員506件）

- ◆10年以上・・・・・・・・・・66%（335件）
- ◆5年以上10年未満・・・・・・・・24%（121件）
- ◆5年未満・・・・・・・・・・10%（55件）

### 3 施設における虐待行為等に関する 実態調査の結果について（抜粋）

【虐待行為等を行ったことがある職員の業務負担】(回答数:施設職員506件)

- ◆かなり感じている……………38%(193件)
- ◆感じている……………47%(240件)
- ◆あまり感じていない方……………14%(69件)
- ◆感じていない……………1%(4件)

【虐待行為等を行ったことがある職員のクライアントハラスメントの状況】(回答数:施設職員506件)

- ◆クラハラを受けた事がある…83%(422件)
- ◆クラハラを受けたことがない…17%(84件)

### 3 施設における虐待行為等に関する 実態調査の結果について（抜粋）

【虐待行為等を行ったきっかけ・要因(複数回答あり)】(回答数:施設職員506件)

- ◆ストレスや感情コントロールの問題……………66%
- ◆人員不足や配置先による多忙さ……………62%
- ◆自己防衛……………22%
- ◆他害行為の制止……………20%
- ◆介護の技術・知識不足のため……………18%

その他複数の回答あり

### 3 施設における虐待行為等に関する 実態調査の結果について（抜粋）

【虐待行為等発生(再発)防止に有効と考える対策(複数回答あり)】(回答数:施設職員5,539件)

- ◆職員道理のコミュニケーションの確保……………75%
  - ◆負担軽減のための介護職員の増員……………68%
  - ◆相談しやすい体制……………66%
  - ◆ストレスケアマネジメントの徹底……………60%
  - ◆業務量の軽減……………60%
  - ◆虐待防止の意識向上……………56%
  - ◆介護技術・知識の向上……………54%
- その他複数の回答あり

### 3 施設における虐待行為等に関する 実態調査の結果について（抜粋）

【職場での高齢者虐待防止に関する取組(自由記載)】

- ストレスケアマネジメントの実践、介護技術や知識の習得を目的とした研修会の実施など、虐待防止に関する取組を施設内で実践していますが、とりわけ個人面談によるヒアリングが重要と感じます。  
普段、聞けない話題や秘めている思いなどに触れることができ、業務改善や離職防止に繋がる可能性があります。
- 不適切ケアが虐待に繋がることが考えられるため、接遇に関して勉強会を行い、不適切ケアの事例について、職員一同かなり神経質になって、利用者の対応に気をつけている。不適切ケアがあった場合は、早めの対応と小さいうちに芽を摘むことが大切です。
- 紙面だけだとわからないこともあるので、職員が利用者役や職員役になって、身体拘束や虐待の動画を作って、これダメですよ促しました。  
(その他複数の意見あり)



### 3 施設における虐待行為等に関する 実態調査の結果について

- ◆ 本年2～4月に道所管の全ての介護保険施設に虐待行為等に関する実態調査を実施。

調査の結果について、道(高齢者保健福祉課)ホームページに掲載



### 4 事故等発生時の報告について

【社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領】

- ◆ **重大な事故(直ちに報告すること)**

- ・入所者等の死亡事故
- ・役・職員の不法行為
- ・**入所者に対する虐待(不適切な処遇(疑)を含む)**
- ・入所者等の不法行為
- ・入所者等の失踪・行方不明(捜索願を出したもの)
- ・火災(消防機関に出勤を要請したもの)
- ・その他テレビ・新聞等で報道された事案(可能性がある場合を含む)

注)入所者等が病気により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性があるときは報告すること。ただし、検死の結果、病死であることを確認された場合は、報告不要。

## 4 事故等発生時の報告について

### 【社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領】

- 各事業者は、**重大な事故の速報を行った後、「事故発生状況報告書」**を速やかに作成し、**7日以内に総合振興局等の担当課に提出**すること。

#### ◆添付資料

- ・利用者のケアプラン、支援計画、アセスメント表
- ・事故発生時の現場見取り図
- ・法人内部及び施設等において事故の対応を協議した会議録
- ・食事に関する事故等については被害者の栄養計画